

議案第 8 3 号

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

亀山市水道事業等の設置等に関する条例を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表中「49,700人」を「49,500人」に、「30,900立方メートル」を「31,500立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。